

## 住宅用家屋証明添付書類

添付書類	家屋の種類		
	個人が新築した家屋	個人が取得した建築後未使用的家屋(建売住宅・分譲マンション等)	個人が取得した建築後使用されたことのある家屋(中古住宅)
1 登記事項証明書(※1)または登記完了証(電子申請されたもの)	○	○	○ (登記事項証明書に限る)
2 検査済証(※2)、家屋番号および持分が確認できる書類	○(1が無いとき)	○(1が無いとき)	
3 確認済証、確認申請書および平面図(※2)	○	○	
4 住民票の写し(※3)	○	○	○
5 売買契約書または売渡証書等		○	○
6 家屋未使用証明書		○	
特定認定長期優良住宅の場合(上記1~6の該当する書類に加えて)			
7 申請書の副本および認定通知書(※4)	○	○	
認定低炭素住宅の場合(上記1~6の該当する書類に加えて)			
8 申請書の副本および認定通知書(※5)	○	○	
区分建物の場合(上記1~8の該当する書類に加えて)			
9 耐火建築物または準耐火建築物であることを明らかにする書類(※6)	○	○	○
昭和56年12月31日以前に建築された家屋の場合(上記1~9の該当する書類に加えていずれかひとつ)(※7)			
10 耐震基準適合証明書(様式第2号) 住宅性能評価書(※8) 既存住宅売買瑕疵担保責任契約の締結されていることを証明する書類			○
抵当権設定登記の場合(上記1~10の該当する書類に加えて)			
11 金銭消費賃貸契約書等(※9)	○	○	○

※1:インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号が記載された書類に代えることができる

※2:建築確認を要しない家屋であるときは、その建築工事請負書、設計図書その他の書類に代える

※3:当該家屋に入居されていない場合は入居できない理由および現住居の処分方法等を記載した申立書も必要

※4:長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第1号様式および第2号様式

※5:都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第五および別記様式第六

※6:登記事項証明書等で該当する場合はそれら書類で代えることができる

※7:取得の日2年以内の調査・評価・契約締結がされているものに限る

※8:耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る

※9:当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得のためのものであることを確認できる書類